### 議案第21号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年12月3日提出

君津市長 石 井 宏 子

### 提案理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定審査に係る手数料の額を改定するとともに、区分所有住宅に係る住棟認定に関する手数料を定めるほか、所要の規定の整理を行うため、君津市手数料徴収条例(平成12年君津市条例第5号)の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例(平成12年君津市条例第5号)の一部を次のように改正する。別表第2の22の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項(1)の目中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同目ア中「6,000円」を「8,000円」に、「12,000円」を「15,000円」に、「21,000円」を「26,000円」に改め、「得た額(」の次に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、」を加え、同目イ中「9,000円」を「12,000円」に、「18,000円」を「23,000円」に、「32,000円」を「40,000円」に改め、「得た額(」の次に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、」を加え、同項(2)の目を次のように改める。

(2) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合

#### ア 新築のとき

- (ア) 一戸建ての住宅1件につき 41,000円
- (イ) 共同住宅等であって、建築物全体 の住戸の数が5戸以下のもの1件 につき101,000円を認定申請 対象住戸の数で除して得た額(長期 優良住宅の普及の促進に関する法 律第5条第4項又は第5項の規定 による認定の申請に係るものを除

き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき163,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- イ 増築又は改築のとき
  - (ア) 一戸建ての住宅1件につき 62,000円
  - (イ) 共同住宅等であって、建築物全体 の住戸の数が5戸以下のもの1件 につき152,000円を認定申請 対象住戸の数で除して得た額(長期 優良住宅の普及の促進に関する法 律第5条第4項又は第5項の規定 による認定の申請に係るものを除 き、その額に100円未満の端数が あるときは、これを切り捨てた額)
  - (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体 の住戸の数が5戸を超えるもの1 件につき244,000円を認定申 請対象住戸の数で除して得た額(長 期優良住宅の普及の促進に関する 法律第5条第4項又は第5項の規

定による認定の申請に係るものを 除き、その額に100円未満の端数 があるときは、これを切り捨てた 額)

別表第2の24の項中「第3項」を「第5項」に改め、同表25の項中「第9条第1項」 の次に「又は第3項」を加える。

# 附則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

項又は第5項の規定による

| |-| 認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき26,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- イ 増築又は改築のとき
  - (ア) 一戸建ての住宅1件につき<u>12,000円</u>
  - (イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき23,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による

その額に100円未満の
端数があるときは、これを切
り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき 21,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額

\_\_その額に100円未満の 端数があるときは、これを切 り捨てた額)

- イ 増築又は改築のとき
  - (ア) 一戸建ての住宅1件につき9,000円\_
  - (イ) 共同住宅等であって、建築 物全体の住戸の数が5戸以 下のもの1件につき 18,000円を認定申請対 象住戸の数で除して得た額

認定の申請に係るものを除き、 き、 その額に100円未満 の端数があるときは、これを 切り捨てた額)

- (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき40,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 申請に係る長期優良住宅建築 等計画が、登録住宅性能評価機関 により、長期優良住宅の普及の促 進に関する法律第6条第1項第 1号に掲げる基準に適合してい ると認められたもの以外のもの である場合
  - ア 新築のとき
    - (ア) 一戸建ての住宅1件につき41,000円
    - (イ) 共同住宅等であって、建築

その額に100円未満
の端数があるときは、これを
切り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき32,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額

\_\_\_\_その額に100円未満 の端数があるときは、これを 切り捨てた額)

(2) 申請に係る長期優良住宅建築 等計画が、登録住宅性能評価機関 により、長期優良住宅の普及の促 進に関する法律第6条第1項各 号 に掲げる基準に適合してい ると認められたもの以外のもの である場合

# ア 新築のとき

(ア) 住宅の品質確保の促進等 に関する法律第6条第1項 に規定する設計住宅性能評 物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき101,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき163,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- イ 増築又は改築のとき
  - (ア) 一戸建ての住宅1件につき62,000円
  - (イ) 共同住宅等であって、建築

価書(同法第5条第1項に規 定する住宅性能評価が行わ れた部分が長期優良住宅の 普及の促進に関する法律第 2条第4項に規定する長期 使用構造等でないもの及び 建築基準法施行令(昭和25 年政令第338号)第82条 の5に規定する限界耐力計 算によって住宅の品質確保 の促進等に関する法律第5 条第1項に規定する住宅性 能評価が行われたものを除 く。以下この項において同 じ。) の写しが提出されたと き

- <u>a</u> <u>一戸建ての住宅1件につ</u> き16,000円
- b 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5 戸以下のもの1件につき57,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- c 共同住宅等であって、建

物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき 152,000円を認定申請 対象住戸の数で除して得た 額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4 項又は第5項の規定による 認定の申請に係るものを除 き、その額に100円未満の 端数があるときは、これを切 り捨てた額)

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき244,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除き、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

築物全体の住戸の数が5 戸を超えるもの1件につき92,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (イ) 住宅の品質確保の促進等 に関する法律第6条第1項 に規定する設計住宅性能評 価書の写しが提出されな かったとき
  - <u>a</u> <u>一戸建ての住宅1件につ</u> き47,000円
  - b 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5 戸以下のもの1件につき 109,000円を認定申 請対象住戸の数で除して 得た額(その額に100円 未満の端数があるときは、 これを切り捨てた額)
  - 生同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき174,000円を認定申請対象住戸の数で除し

# 23 省略

24 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第5条第1項からめる額に、2の項の右欄に掲げる区 第5項までの規定による長期優分に応じ、それぞれ定める額を加算 良住宅建築等計画の認定の申請した額とする。 て得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- <u>イ</u> 増築又は改築のとき
  - (ア) 一戸建ての住宅1件につ き69,000円
  - (1) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの1件につき163,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
  - (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの1件につき260,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

## 23 省略

24 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第5条第1項からめる額に、2の項の右欄に掲げる区 第3項までの規定による長期優分に応じ、それぞれ定める額を加算 良住宅建築等計画の認定の申請した額とする。 又は同法第8条第1項の規定に よる長期優良住宅建築等計画の 変更の認定の申請に、同法第6条 第2項(同法第8条第2項におい で準用する場合を含む。)の規定 による申出を伴う場合のこれら の申請に対する審査 25 長期優良住宅の普及の促進1件につき1,700円 に関する法律第9条第1項又は 第3項の規定による長期優良住 宅建築等計画の変更の認定の申 請に対する審査 26~53 省略

備考 省略

又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に、同法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査

 25 長期優良住宅の普及の促進
 1件につき1,700円

 に関する法律第9条第1項
 の規定による長期優良住

 で建築等計画の変更の認定の申請に対する審査
 26~53 省略

備考 省略